

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

～ こんなときはどうすればいいの？ ～

医学部医学科

大学院医歯学総合研究科（医）

令和4年5月30日（令和6年4月22日最終改訂）

新型コロナウイルス感染症に関する行動制限については、学生（大学院生を含む）は医学科学務係からの通知に従ってください。ただし、病院で実習する学部生、病院で勤務する大学院生、教職員については病院のルールが優先されますので、病院のマニュアルや感染管理部の指示に従ってください。

このQ & Aでは、「自分自身が感染者になった」「濃厚接触者になった」時などに、どうすればよいかを整理しました。参考にしてください。

学生（大学院生を含む）の皆さん

Q 1 自身に風邪様症状がでた。通学は可能か。

- ・病院に立ち入らない学生（主に1～4年生）は通学可能ですが、症状が治まるまでマスクの着用等、感染対策をお願いします。症状が続く場合は医療機関を受診してください。
- ・臨床実習期間中の学生（5，6年生）は、各受入病院のルールに従って対応してください。大学病院で実習中の場合は、医学科学務係（025-227-2016）にお問い合わせください。

Q 2 自身が陽性となった。

- ・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として5日間かつ、解熱後24時間を経過まで、自宅待機となります。発症後5日目以降も発熱している場合は、解熱して24時間以上経過するまで自宅待機となります。医学科学務係（025-227-2016）にご連絡願います。
- ・臨床実習期間中の学生（主に5，6年生）が陽性となった場合は、大学病院感染管理部の取り決めにより、発症日から5日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した後に実習再開となります。ただし、発症後10日間は感染対策を徹底し、ハイリスクおよびマスク着用ができない患者との接触を避けてください。

Q 3 海外渡航について

- ・留学プログラム，国際会議・学会，私費渡航について，事前の申請と感染症対策を講じることを条件として，海外渡航が可能です。
- ・帰国後の自宅待機は必要ありません。

Q 4 課外活動について

- ・対面型による部活動・サークル活動について，全学の対応と同一とします。
- ・臨床実習期間中の学生については，病院実習を続けるためにも，課外活動に伴う感染リスクの管理は，自分自身で十分行うようにしてください。

Q 5 アルバイトについて

- ・ナイトクラブなどの感染のリスクの高い職場でのアルバイトは，引き続き，禁止します。

Q 6 病院見学について

- ・病院見学について、原則、県内外への移動の制限はありません。
なお、臨床実習に参加している学生で、病院見学により欠席する場合の取扱いは以下のとおりです。
病院見学による欠席は、臨床実習Ⅰ、臨床実習Ⅱそれぞれで5日（計10日）までとします。ただし、原則として臨床実習Ⅰは各実習先診療科につき2日、臨床実習Ⅱは各クールにつき2日までとします。
- ・病院見学により欠席する場合は、見学日の1か月前までに「欠席願」を提出するとともに、学内診療科または学外施設にその旨を連絡してください。

Q 7 Q2~4の理由で実習や授業を休まざるを得ない場合の取り扱いについて

- ・やむを得ず実習や授業を欠席する場合は、担当教員、医学科学務係（025-227-2016）に必ず連絡してください。また、欠席となった場合の取り扱いについては、授業担当教員の指示に従って対応してください。

Q 8 マスクの着用について

- ・マスクの着用は個人の判断に委ねます。
発熱などの症状がある場合や、具合が悪い場合は、マスクを着用してください。臨床実習期間中の学生に関しては、各受入病院の指示に従って対応してください。新潟大学医歯学総合病院における臨床実習では、マスクに加え、フェイスシールドの着用が必要となりますので注意してください。